

2026年度進学 国費外国人留学生（研究留学生等）の 奨学金支給期間延長・特別延長に係る取扱要領

1. 延長申請対象者及び申請区分

本取扱における奨学金支給期間延長申請（以下、「延長申請」）の申請区分・対象者は下記のとおり。

申請区分	対象者
申請区分Ⅰ	<p>申請時に大学の研究生等の非正規生として在籍し、2026年4月又は2026年10月等に大学院修士課程、専門職学位課程、又は博士課程に進学する者。</p> <p>※非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年以内で、かつ奨学金支給期間内に進学する者が対象となる（支給期間満了後に学事暦上の期間の切れ目なく進学する者を含む）。</p> <p>※申請時に他大学等において日本語予備教育を受けている者については、予備教育期間終了後に受入れ予定の専門教育機関から推薦すること。</p> <p>※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。</p>
申請区分Ⅱ	<p>申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2026年4月又は2026年10月等に大学院博士課程に進学する者。</p> <p>※当初研究留学生として採用された者が対象となる。</p> <p>※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用された学生は本申請区分の対象外となり、下記「特別枠」の区分で申請することとなるので注意すること。 (申請区分「特別枠」及び「11. 留意事項（3）」参照)</p> <p>※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。</p>
申請区分Ⅲ	<p>申請時に大学学部に在籍し、2026年4月又は2026年10月等に大学院修士課程、又は専門職学位課程（医歯薬獣医分野の学部6年次に在籍する者については博士課程）に進学する者。</p> <p>※当初学部留学生として採用された者が対象となる。</p> <p>※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用された者は奨学金支給期間延長申請の対象外。</p> <p>※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。</p>
申請区分 Ⅱ－2 ※特別延長	<p>①当初、学部留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2026年4月又は2026年10月等から大学院博士課程に進学する者。</p> <p>②当初、高等専門学校留学生、又は専修学校留学生として採用と</p>

	なり、申請時に大学院修士課程に在籍し、2026年4月又は2026年10月等から大学院博士課程に進学する者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分 Ⅲ－2 ※特別延長	当初、高等専門学校留学生、又は専修学校留学生として採用となり、申請時に大学学部又は高等専門学校専攻科に在籍し、2026年4月又は2026年10月等から大学院修士課程又は専門職学位課程に進学する者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。
申請区分 特別枠	申請時に大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2026年4月又は2026年10月等に大学院博士課程に進学する者。 ※「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠で採用され、当該特別プログラムを実施する研究科に在籍している者。 ※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。

(1) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者がいる場合、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。

(2) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの場合、「大使館推薦」により採用された者については、大学院正規課程への進学希望先は2大学2研究科（第2希望まで）を申請上限とする。

申請区分Ⅱ－2、Ⅲ－2、及び「大学推薦」により採用された者（申請区分Ⅰ、Ⅱのうち該当する者及び特別枠）は、大学院正規課程への進学希望先は1大学1研究科（第1希望のみ）を申請上限とする。

大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合は、第1希望、第2希望に関わらず、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その理由と所見」欄）に記入すること。

なお、申請書に進学予定大学として記入した大学・研究科以外の大学・研究科へ進学する場合は、国費外国人留学生としての支援は終了する。

また、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合も、国費外国人留学生としての支援は終了する。

※連合大学院の場合は他大学への変更とは見なさないが、指導教員の意見書に連合大学院である旨を記載すること。

2. 延長申請の区分ごとの対象者の推薦基準

本取扱における対象者の推薦基準は下記のとおり。学業成績係数は、本取扱要領別添の「学業成績係数の算出方法」に基づいて算出した数値とする。

申請区分	推薦基準
申請区分 I	<p>① 上位課程に進学する見込みのある者。 ② 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ③ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。</p> <p>※①～③の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。</p>
申請区分 II・III	<p>① 現在在学している課程での学業成績係数が 2.50 以上の者。 ② 上位課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ④ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。 ⑤ 現在在学している課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。</p> <p>※①～⑤の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。</p>
申請区分 II-2 ※特別延長	<p>① 大学院修士課程での学業成績係数が 2.80 以上の者。 ② 大学院博士課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員及び大学の長（又は研究科の長）が強く推薦する者。 ④ 大学院修士課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。</p> <p>※①～④の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。</p>
申請区分 III-2 ※特別延長	<p>① 大学学部（又は高等専門学校の専攻科）での学業成績係数が 2.80 以上の者。 ② 大学院修士課程に進学見込みの者。 ③ 指導教員及び大学の長（又は学部の長）が強く推薦する者。 ④ 大学学部（又は高等専門学校の専攻科）を標準修業年限内に卒業する見込みである者。</p> <p>※①～④の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。</p>
申請区分 特別枠	<p>① 現在在学している課程での学業成績係数が 2.50 以上の者。 ② 上位課程に進学する見込みのある者。 ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。 ④ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。 ⑤ 現在在学している課程を標準修業年限内に修了する見込みである者。</p> <p>※①～⑤の推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。</p>

3. 各大学からの延長申請者の推薦枠

本取扱における延長申請者の推薦枠は下記のとおり。

申請区分	推薦枠
申請区分 I	推薦枠の上限を設けない。 ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。
申請区分 II・III	区分II及びIIIを合わせた推薦枠は、①基礎数と②追加数「延長申請（申請区分II、III）追加数」の人数を加算した人数とする。①基礎数と②追加数の考え方と計算方法については以下（○区分II及びIIIの推薦枠の考え方）に示す通り。 ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。 ※特別枠（「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の優先配置枠）で採用された者は、区分II及びIIIでの推薦は認めない。
申請区分 II-2 III-2 ※特別延長	推薦枠の上限を設けない。 ただし推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。 <u>推薦順位欄に「特別延長」と記載し他の申請区分の推薦者と区別すること。</u>
申請区分 特別枠	「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラムに付与された優先配置枠数内とする。 <u>推薦順位欄に「特別枠」と記載し他の申請区分の推薦者と区別すること。</u>

○区分II及びIIIの推薦枠の考え方

区分II及びIIIの推薦枠数（③）については、①基礎数と②追加数「延長申請（申請区分II、III）追加数」の人数を加算した人数（①+②）とする。ただし、過去3年間の採用者数が計算の結果0の場合は、推薦枠を2とする。

①基礎数：過去3年間の区分IIとIIIの採用者数を合算した数の平均人数（小数点以下切り上げ）。

②追加数：以下の表の通り追加数の基準を設定する。

追加数「延長申請（申請区分II、III）追加数」基準表

2026年在籍課程修了予定人数	2026年度延長申請推薦枠追加数
1～2名	1名
3～4名	2名
5～9名	3名
10～15名	4名
16～20名	5名
21～25名	6名

26～30名	7名
31～35名	8名
36～40名	9名
41～45名	10名
46～50名	11名
51～55名	12名
56～60名	13名
61～65名	14名
66名以上	15名

(参考)

区分Ⅱ及びⅢの推薦枠の計算例

①基礎数

2023 年度進学採用者数 区分Ⅱ：1名、区分Ⅲ：4名 合計5名

2024 年度進学採用者数 区分Ⅱ：2名、区分Ⅲ：3名 合計5名

2025 年度進学採用者数 区分Ⅱ：5名、区分Ⅲ：1名 合計6名

«計算式»

5名(2023年度) + 5名(2024年度) + 6名(2025年度)

————— = 6名(5.33…の小数点以下切り上げ)

3

②追加数

2026 年に在籍課程を修了する予定の国費外国人留学生数が 15 名在籍している場合、追加数基準表の通り、延長申請推薦枠として 4 名を追加することが出来る。

③推薦枠数 (①+②)

2026 年度の延長申請可能人数は①基礎数 6 名 + ②追加 数 4 名の計 10 名となる。

«上記推薦枠 10 名の使用例»

申請区分Ⅱから 6 名、区分Ⅲから 4 名の合計 10 名を推薦することができる (10 名の内訳は各大学の判断で設定可能)。

※各大学の推薦枠を超過して推薦することはできないので注意すること。

※申請区分Ⅱ、Ⅲ以外の申請区分を含めて計算しないように注意すること。

※上記の基礎数及び追加数は 2026 年度における延長申請の取扱いであり、来年度以降、2026 年度の推薦状況や予算の状況により変更になる可能性があるので予め留意すること。

4. 延長が認められた場合の奨学金支給期間

2026年4月又は2026年10月等から当該課程標準修業年限までの期間。

※奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、本延長申請に採用され、かつ申請書に記載した大学・研究科の入試に合格し進学することが条件となる。

5. 入学検定料及び入学金の取扱

延長申請に伴う、申請書に記載した進学希望先の大学に関する入学検定料及び入学金は下表のとおりとする

	入試に合格（当該大学に進学）	入試に合格（ただし当該大学に進学しない）	入試に不合格
奨学金支給期間の延長が認められた者	①「大使館推薦」⇒ 文部科学省負担（国立大学法人は不徴収） ②「大学推薦」⇒ 当該大学負担	③当該大学の規定に基づき、不徴収、大学負担又は本人負担	
奨学金支給期間の延長が認められなかった者			

奨学金支給期間の延長が認められ、かつ申請書に記載した進学希望先の大学の入試に合格して進学する場合、その入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）又は大学負担となる。（上表の①又は②に該当）

なお、入学検定料及び入学金の本人負担に関し、③における本人負担の可能性だけでなく、①及び②の場合であっても当該大学の規程に基づき一時的に本人負担となる場合は、その旨及び返還時期を対象学生に対してあらかじめ十分に説明を行うこと。

6. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けたときあるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内の卒業もしくは修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。

- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。

※上記以外にも国費外国人留学生として採用された際の募集要項に記載されている「奨学金支給停止事項」に該当した場合は、奨学金支給停止となる。

7. 注意事項

- (1) 例年、延長申請・特別延長申請について国費外国人留学生への周知が十分でない大学があるため、各大学において2026年度に進学する（又は進学を予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認し、遗漏なく申請すること。特に、秋入学を予定している者の申請漏れが例年発生するため十分注意すること。万が一延長申請漏れがあった場合でも、申請期限後の追加の推薦は認めない。なお、研究留学生のうち、現在予備教育を受けている者は、予備教育期間中の在籍大学にかかわらず、専門教育機関から推薦すること。
- (2) 全ての申請区分において、進学の前後で奨学金支給期間が途切れる場合は、原則推薦を認めない。奨学金支給期間の終了及び開始時期が特殊な大学においては、十分に学生に説明すること。

※奨学金支給期間の延長（上位課程進学）に伴う空白期間の取扱いについては、「2019年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について」（平成31年3月19日付け事務連絡）を参照すること。

https://www.mext.go.jp/content/1284950_001.pdf

8. 提出書類等

(1) 作成する書類

① 申請書ファイルA

- | | | |
|---|-----------------------|---------------|
| ア | 奨学金支給期間延長申請書 | 【本人が作成】 |
| イ | 推薦調書 | 【大学が作成】 |
| ウ | 指導教員の意見書 | 【大学が作成】 |
| エ | 学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 | 【大学が作成】※該当者のみ |
| オ | 推薦者一覧 | 【大学が作成】 |

② 申請書ファイルB

- | | | |
|---|---------------|---------|
| カ | 研究計画又は研究状況シート | 【本人が作成】 |
|---|---------------|---------|

③ 申請書ファイルC（※区分II-2及びIII-2のみ）

- | | | |
|---|-----|---------|
| キ | 小論文 | 【本人が作成】 |
|---|-----|---------|

④ 申請書ファイルD

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ク | 調査票（2026年度申請区分II, IIIの延長申請に関する調書） |
|---|-----------------------------------|

⑤ 言語能力証明書の写し ※該当者のみ

※1：区分I申請者のうち大学推薦採用者で、非正規生として推薦（採用）時、「大学推薦の語学要件について」における日本語又は英語の③で採用された者のみ、日本語又は英語の要件①を満たし、かつ語学能力証明書の写しの提出が必要。

※2：上記※1に該当し、言語能力証明書の提出が必要な者について、本延長申請の申請後に語学試験を受験予定又は、既に語学試験を受験しているが試験結果が出ていない場合は、以下の内容を推薦調書の備考欄に記入すること。

【記入項目】

- ・語学試験を受験予定又は受験済みで結果待ちであること
- ・受験予定又は受験済みの試験名（IELS、TOEFL、JLPT等）
- ・語学試験結果について、文部科学省への提出予定日

※3：上記※2に該当する者については、正規課程入学までに語学要件を満たすことを証明する証明書の写しを文部科学省へ提出すること。正規課程入学までに語学要件を満たすことが出来なかった場合又は、言語能力証明書の写しが正規課程入学までに文部科学省へ提出されなかった場合は、不採用とするため、十分留意すること。

語学要件については、以下のページを参照。

※文部科学省HP（大学推薦の語学要件について）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm

（2）作成方法

- ① 申請書ファイルA、B、C、Dを文部科学省のウェブページからダウンロードすること。なお、申請書ファイルAのみ、様式が「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅱ-2・Ⅲ-2・特別枠」の2種類に分かれているので該当するファイルをダウンロードすること。
- ② 上記のア～エ及びカ～キについては、推薦者1名につき1シートを作成すること。
- ③ 推薦者が複数名いる場合は、シートをコピーし、シート名を推薦順位順に「01」、「02」、「03」、「04」…と付番すること。

※特別延長の推薦者については、シート名を「特別延長」+付番と記載

（例：「特別延長01」）し、「イ推薦調書」内の推薦順位欄（セル「Y55」）の順位入力欄（セル「AG55」）に「特別延長」と入力すること。

※特別枠の推薦者については、シート名を「特別枠」+付番と記載（例：「特別枠01」）し、「イ推薦調書」内の推薦順位欄（セル「Y55」）の順位入力欄（セル「AG55」）に「特別枠」と入力すること。

- ④ 「イ：推薦調書」の「論文発表及び受賞歴等」の欄の受賞歴については、受賞の内容が分かる資料（A4サイズ1枚程度）を添付すること。なお、資料には大学名、個人番号、氏名を記載すること。
- ⑤ 「ウ：指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記載すること。具体的説明が不十分の者については、不採用となることがあるので留意すること。
- ⑥ 「オ：推薦者一覧」は「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅱ-2・Ⅲ-2・特別枠」に分けて作成すること。
- ⑦ 「カ：研究計画又は研究状況」及び「キ 小論文」はPDFファイル形式で提出すること。

- ⑧ 「ク：調査票（2026年度申請区分Ⅱ、Ⅲの延長申請に関する調書）」は、次のとおり記載すること。
- 「2026年在籍課程修了予定人数」は、2025年12月1日時点での
 - 【申請区分Ⅱ】当初研究留学生として採用され、大学院修士課程、又は専門職学位課程に在籍し、2026年3月又は9月に在籍課程を修了し奨学金支給期間が終了する人数
 - 【申請区分Ⅲ】当初学部留学生として採用され、大学学部に在籍し、2026年3月又は9月に在籍課程を卒業し奨学金支給期間が終了する人数を記載すること。（退学予定者、休学者は含まない。）
 - 「2026年延長申請希望人数」は、2026年度延長申請の対象となる留学生から延長申請があつた人数を記載すること。
 - 「2026年度延長申請推薦枠数」は、本取扱要領「3. 各大学からの延長申請者の推薦枠」を参考に基準数及び追加数を算出して記載すること。
 - 「2026年度延長申請推薦人数」は、延長申請推薦人数を記載すること。

（3）内容確認

- ① 「オ：推薦者一覧」に入力されるデータは全て「ア：申請書」又は「イ：推薦調書」に入力されたデータが転記される。推薦者全員分のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認すること。
- ② 「オ：推薦者一覧」に誤りがある場合は必ず「ア：申請書」又は「イ：推薦調書」の該当箇所を修正し、「オ：推薦者一覧」に反映させること。
- ③ 例年、「イ：推薦調書」の推薦順位欄を空欄や同じ順位で提出している大学があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。

（4）提出方法

以下のファイル、調査票をメールに添付して送信すること。

- ・ 申請書ファイルA
 - ア：奨学金支給期間延長申請書
 - イ：推薦調書
 - ウ：指導教員の意見書
 - エ：学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 ※該当者のみ
 - オ：推薦者一覧
- ・ 申請書ファイルB
 - カ：研究計画又は研究状況（PDF）
- ・ 申請書ファイルC（※区分Ⅱ-2及びⅢ-2（特別延長者）のみ）
 - キ：小論文（PDF）
- ・ 申請書ファイルD
 - ク：調査票（2026年度申請区分Ⅱ、Ⅲの延長申請に関する調書）（PDF）
 - ・ 言語能力証明書の写し（該当者のみ）

メールの件名及びファイル名は以下のとおり付すこと。

【メール】

「XXXXXX(大学番号)○○大学(延長申請)」

(例) 012345 文部科学大学(延長申請)

【ファイル】

申請書A: 「XXXXXX(大学番号)○○大学区分○(申請区分) A」

申請書B: 「XXXXXX(大学番号)○○大学区分○(申請区分)△位(推薦順位) B」

申請書C: 「XXXXXX(大学番号)○○大学区分○-2(申請区分)特別延長○(シート名) C」

申請書D: 「XXXXXX(大学番号)○○大学調査票」

(例) 012345 文部科学大学区分 I A

012345 文部科学大学区分 II 3 位 B

012345 文部科学大学区分特別枠 01B

012345 文部科学大学区分 II-2 特別延長 01C

012345 文部科学大学調査票

※申請区分 II-2、III-2 及び特別枠の場合は推薦順位が付されないため、代わりに申請書ファイル A の各推薦者のシート名(申請区分 II-2、III-2: 特別延長 01、特別延長 02、…)(申請区分特別枠: 特別枠 01、特別枠 02、…)を用いて上記例のように付記すること。

《送信時の注意》

- (a) 添付ファイルには必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「2025 年度国費外国人留学生に係る事務処理について(通知)」(令和 7 年 3 月 3 日付け学支国奨第 333 号)にて通知したパスワードを設定すること。
- (b) 申請受付のメールサーバーはメールの容量が 20MB を超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。
- (c) 分割して送信する場合はメールの件名の最後にメール総数及び当該メールが何件目かわかるように入力すること。
(例) 3 件のメールに分割して 2 件目を送信する場合
012345 文部科学大学(延長申請) 2/3

(5) 大学で保管する書類

- ① 成績証明書(文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせた際に対応できるように保管しておくこと。)

※申請区分 II、II-2 及び特別枠の者については、大学院修士課程で取得可能な最近のものまで保管すること。

※申請区分 III 及び III-2 の者については、学部 1 年次から取得可能な最近のものまで保管すること。

※申請区分 I の者については、保管不要。

9. 提出期限及び提出先

(1) 提出先

テントセント株式会社 国費受付係

メールアドレス：kokuhi-uketsuke(a)jasso.tentosento.co.jp ((a)を@に変えて送信すること。)

※「電子データ提出先」にて受信が確認できた場合、送信元のメールアドレスに受信確認メールが自動送信されます。受信確認メールを必ずご確認いただき、メール送信から24時間以内に受信確認メールの受信がなかった場合は、以下の連絡先までメールにてお問い合わせ願います。なお、以下アドレスでは受信確認のお問い合わせのみ受け付けいたします。

受信確認メールに関するお問い合わせ先：kokuhi-shinsa@jasso.go.jp

※提出先が誤っており、受信確認メールに関するお問い合わせもない場合には申請を一切受け付けないので留意すること。

(2) 提出期間

2026年1月8日（木）～2026年1月16日（金）必着

《注意》

- ① 提出前に申請書ファイルA内の「提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認を行うこと。
- ② 電子媒体でメールにより提出すること。郵送は受付不可。
- ③ 提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めない。
- ④ 提出期限後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは一切認めない。

10. 結果通知

2026年3月上旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学から通知を行うこととする。

11. 留意事項

(1) 申請区分Ⅰにおいては、以下の点に留意すること。

- ① 2026年3月31日（又は2026年9月等）限りで奨学金支給期間が満了しない場合であっても、2026年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遗漏のないよう推薦すること。特に2025年10月渡日者で2026年度に進学を希望する者は、渡日直後の申請となるため、遗漏のないよう留意すること。

（例1）2025年4月渡日（奨学金支給期間：2025年4月～2027年3月）で2026年4月、又は2026年10月に博士課程進学予定の者。

（例2）2025年10月渡日（奨学金支給期間：2025年10月～2027年3月）で2026年4月、又は2026年10月に修士課程進学予定の者。

- ② 2025年10月期の渡日者であって、申請時に他大学等において日本語予備教育中の者は、専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

(2) 申請区分Ⅱ-2、Ⅲ-2（※特別延長）

- ① 特別延長の採用にあたっては、推薦順位に関わらず、専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者（若干名）を厳選して採用する予定としている。
- ② 申請区分Ⅱ-2については、以下のいずれかの者が今回の延長申請の対象となる。

- (a) 2019 年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2026 年 3 月に修士課程を修了の上、同年 4 月に博士課程に進学する見込みの者。
 - (b) 2018 年度に高等専門学校留学生として採用された者、又は 2019 年度に大使館推薦による専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2026 年 3 月に修士課程を修了の上、同年 4 月に博士課程に進学する見込みの者。
- ③ 申請区分Ⅲ－2 については、以下のいずれかの者が今回の延長申請の対象となる。
- (a) 2020 年度に高等専門学校留学生として採用された者、又は 2021 年度に大使館推薦による専修学校留学生として採用された者で、大学の学部へ編入学（又は高等専門学校専攻科へ入学）する際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高等専門学校専攻科）に国費外国人留学生として在籍し、さらに 2026 年 3 月に大学学部（又は高等専門学校専攻科）を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者。
- ④ 以下の者が 2026 年 4 月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。
- (a) 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者（又は進学予定の者）
 - (b) 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部に直接入学した者
- ⑤ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

（3）申請区分特別枠においては、以下の点に留意すること。

- ① 修士課程（又は博士前期課程）と博士後期課程で構成される採択プログラムの特別枠において受け入れた学生が、国費外国人留学生の身分を維持して博士後期課程へ進学を希望する場合は、博士後期課程の特別枠を用いて奨学金支給期間の延長を申請することになる。
- ② 一貫制博士課程の形態を取るプログラムにおける奨学金支給期間の延長については、一貫制の趣旨に照らし、優先配置期間内に受け入れた学生については、同期間の終了後も奨学金支給期間の延長申請を経て一貫制博士課程の修了まで国費外国人留学生として在籍することを可能とする。

なお、奨学金支給期間について 1 年次及び 2 年次を修士課程（博士前期課程）として、3 年次から 5 年次を博士後期課程として別に取り扱うため、2 年次から 3 年次に上がる際に在籍身分及び奨学金支給期間の変更が生じるため、延長申請が必要となる。

（4）申請区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅱ－2 及びⅢ－2 について、上記 9. (2) に記載の提出期限以降に、2026 年 9 月に早期修了又は早期卒業し 2026 年 10 月に進学予定となった者は、区分Ⅰの 2026 年 4 月渡日者が 2026 年 10 月に進学を希望する場合の延長申請時（2026 年 4 月頃に募集予定）に、申請可能とする。ただし、区分Ⅱ及びⅢについては、上記 3. による区分Ⅱ及びⅢ合計の推薦枠のうち、今回の延長申請に使用しなかった枠がある場合のみ、その枠数分の推薦を可能とする。

(5) 申請書類の提出期限以降、採否結果通知前までに辞退の意思が示された者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

12. 本件照会先

不明な点等がある場合は、下記の文部科学省担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で電子メールにて相談すること。

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）付留学生交流室国費留学生係

E-mail : ryuugaku(a)mext.go.jp ((a)を@に変えて送信すること。)

※延長申請提出先メールアドレスではありません。

(別添)

学業成績係数の算出方法

※下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区分	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価					
4段階評価	A	B	C	F	
4段階評価	100~80 点	79~70 点	69~60 点	59 点~	
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100~90 点	89~80 点	79~70 点	69~60 点	59 点~
評価ポイント	3	3	2	1	0

《計算式》

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。

(注2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。

(注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てる。

(注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。

(注5) 上表の区分にない評価段階（例えば、「8段階」、「10段階」など）については、当該学生の成績表を発行した大学において公式な換算表（100点換算表など）があれば当換算表を用いて学業成績係数を算出すること。